

特殊法人等の独立行政法人化に関する主な論点

1. 独立行政法人に移行する時期

「特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月特殊法人等改革推進本部決定）」では、「組織形態についても、原則として平成 14 年度中に、法制上の措置その他必要な措置を講じ、平成 15 年度には具体化を図ること」とされており、整理合理化計画で別に時期が示されている法人等を除き、早急に法制上の措置を講じた上で、15 年度中（例えば年央の 15 年 10 月）の設立を基本として準備を進める。

2. 独立行政法人通則法（以下「通則法」と略）で個別法に委ねられている事項

(1) 職員の身分（通則法第 2 条第 2 項）

整理合理化計画では、「特殊法人等を独立行政法人とする場合は、役職員は、原則として非国家公務員とする」とされており、原則として非国家公務員とする。

公務員型とせざるを得ない法人については、非公務員型とした場合に発生すると予想される支障の回避方策の検討等を踏まえつつ、統合先の独立行政法人の中期目標期間終了時に非公務員型に移行することを基本とすべきである。

(2) 法人の名称（通則法第 4 条）

名称は、現行の独立行政法人の名称との整合性にも配慮しつつ、独立行政法人としての新法人の業務の実態・特性を踏まえたものとする。

「事業団」、「公団」といった特殊法人を象徴するような名称は用いない。

(3) 政府の出資（通則法第 8 条第 2 項）

通則法に従い、個別法に政府の出資規定を設けることは合理的理由があれば認める。ただし、施設整備に係る財源措置については、必要であれば補助金によることとする。

出資の対象は厳格に考えるべきであり、具体的な財源措置は貸借対照表に見合いの資産が計上される場合に限定する。

(4) 役員の数（通則法第 18 条）

役員数は、独立行政法人制度の趣旨（権限及び責任の長への集中、厳格な事後チェック）を前提として、事業見直し後の事業内容等を踏まえ、統一的な考え方に基づいた必要最低限のものとする。

(5) 業務の範囲（通則法第 27 条）

業務の範囲は、整理合理化計画に則った業務の廃止・見直しを行った上で、限定的に列挙して規定する。従って、いわゆる「目的達成業務」は認めない。

整理合理化計画で、廃止とされた業務は法律の業務規定から削除し、新規採択は行わないとされた業務は個別法の附則で経過的業務として規定する、政策的に真に必要なもの等に限定するとされた業務については業務範囲を見直す等、個別法の業務規定は整理合理化計画を反映したものとする。

(6) 利益及び損失の処理（通則法第 44 条第 5 項）

運営費交付金を受けることが予定される独立行政法人（勘定）については、通則法第 44 条第 5 項における「積立金の処分」として、先行の独立行政法人と同様に、中期目標期間終了時に次期中期計画に定める額を控除し、なお残余がある場合には国庫納付することを原則とする（この国庫納付は運営費交付金の清算的な性格）。

(7) 借入金等（通則法第 45 条）

長期借入金又は債券発行を可能とする場合には、運営費交付金による事業と長期借入金等によって行われる事業とを勘定区分する、あるいは、法令上長期借入金等の用途を限定する等の措置を講ずる。

長期借入金等による事業については、その収益等によって計画通り償還されているかを毎年度対外的に明示するための措置を講ずる。

(8) 主務大臣、主務省令等（通則法第 68 条）

複数の府省が所管する独立行政法人については、法人全体に係る最終的な監督責任を負う所管大臣を原則一つに限ることとし、複数の主務大臣が必要な場合には、各主務大臣の所管する事項について個別法令で明記する。

独立行政法人評価委員会の置かれる主務省も、評価内容の全体的な統一性・一体性を確保する観点から、原則一つに限ることとし、共管府省の評価委員会による関与が必要な場合には、評価委員会間の調整規定を設ける。

3. その他

(1) 大臣の個別関与

独立行政法人に対する主務大臣の関与は、中期目標の設定、中期計画の認可等通則法に基づく中期的目標管理のスキームを通じて行うこととされており、個別法に法人の監督に関する一般的な規定は設けたり、「年度計画」について毎年度主務大臣が認可するなど実質的に法人の個別事業を事前チェックするような関与は認められない。

ただし、国が法令に基づき基本計画、実施計画を定め、それに基づいて法人が実施業務を行う場合は、その範囲で法人の事業を拘束することは構わない。

緊急時の主務大臣の関与については、真に緊急的対応が不可欠である場合に限り、関与が必要最小限のものとなるよう要件を限定する。

(2) 法人内部の諮問機関

独立行政法人に諮問機関を設置することについては、法人の自律性確保、長を始めとする役員の責任明確化等の観点から、長の裁量により設置・改廃すべきであり、法令による設置は原則として認められない。

ただし、法人の役員以外の第三者による高度の専門性・公正性・中立性の確保が制度上必要な場合に限り、法令設置を認めることとする。

(3) 特殊法人等からの資産・負債の承継

独立行政法人の会計は、原則として企業会計原則によることとされている（通則法第 37 条）こと等から、特殊法人等から独立行政法人に承継される資産・負

債は、独立行政法人設立時の時価で承継し、資産・負債の差額（純資産額）を独立行政法人の資本金とすることを原則とする。

承継する資産・負債の差額がマイナスとなる場合、あるいは、新法人が繰越欠損金を引継がざるを得ない場合、安易な国費投入等を行わず、主務大臣及び法人が、新法人の業務を確実に実施するために必要な財産的基礎の確保を図る観点から、欠損金の具体的処理計画を策定し、それを着実に実行することをもって対応する。